

令和4年度
第2回
定期監査結果報告書

協働推進部

(協働推進課、産業観光課、環境課、ごみ対策課)

武蔵村山市監査委員

令和4年度第2回定期監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査

2 監査の対象

協働推進部（協働推進課、産業観光課、環境課、ごみ対策課）

3 監査の範囲

令和4年4月1日から同年12月31日までの財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理又は事務の執行

4 監査の期間

令和4年12月14日（水）から令和5年3月1日（水）まで

5 監査の方法及び着眼点

監査の範囲の事務が、地方自治法第2条第14項及び第15項の趣旨にのっとり、公正で合理的かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として、監査に必要と認められる資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取するとともに、関係書類を検証し、事務処理状況を監査基準に準拠して確認した。

6 監査を実施した監査委員

乃 一 祐 太

宮 崎 正 巳

第2 監査の結果

1 監査の結果

事務の執行は、おおむね良好で、公正で合理的かつ効率的に執行されているものと認められた。

以下、説明事項調書に基づき実施した、審査項目ごとの内容を述べる。

(1) 概要及び分掌事務について

事務の概要及び武蔵村山市組織規則に基づく事務について、関係職員から説明を聴取したところ、おおむね適正に執行されている。

(2) 台帳等目録について

抽出により台帳等を確認したところ、おおむね適切に管理されている。

(3) 予算執行について

歳入・歳出予算執行状況及び資金前渡の処理状況を確認したところ、おおむね適正に処理されている。

(4) 委託料について

抽出により委託内容等を確認したところ、おおむね適正に執行されている。

(5) 負担金、補助金及び交付金について

負担金、補助金及び交付金の対象事業について、関係職員から説明を聴取したところ、おおむね適正に執行されている。

(6) 物品管理について

抽出により備品の管理状況を確認したところ、おおむね適切に管理されている。

(7) その他について

時間外勤務の実績並びに市民からの要望及び苦情等について内容を聴取したところ、おおむね適切に執行、対応している。

2 各課への要望等

(1) 協働推進課

今後も事務執行については、適正・的確な対応をお願いするとともに、自治会をはじめとした地域コミュニティの活動の活性化に努め、市政情報の共有と様々な場面での市民参加を図り、市民との協働による地域振興の推進に努めていただきたい。

(2) 産業観光課

今後も事務執行については、適正・的確な対応をお願いするとともに、地産地消の推進や農業経営の近代化などにより、魅力ある農業経営を確立し、また、市内産業の活性化を図るとともに、にぎわいの創出に向けて市民や観光まちづくり協会と連携し観光事業等を実施し、本市の活性化に向けて今後も諸施策に取り組むよう努めていただきたい。

(3) 環境課

今後も事務執行については、適正・的確な対応をお願いするとともに、美しいまちを守るため、公害の未然防止を図り、また、地域に愛される公園・緑地を目指すため、計画的な整備等を推進するとともに、脱炭素社会の実現に向けて今後も諸施策に取り組むよう努めていただきたい。

(4) ごみ対策課

今後も事務執行については、適正・的確な対応をお願いするとともに、ごみを排出する市民や事業者それぞれが、自ら出すごみに責任を持ち、4Rの観点からごみの減量・資源化の推進に取り組むことができる体制づくりを一層進めるよう努めていただきたい。